

(著作隣接権に関する規定の適用)

第二条 この法律による改正後の著作権法(以下この条において「新法」という。)第七条第四号に掲げる実演(同条第一号から第三号までに掲げる実演に該当するものを除く。)又は同条第五号に掲げる実演であつて、視聴覚的実演条約の締約国の国民又は当該締約国に常居所を有する者である実演家に係るものに対する新法中著作権隣接権に関する規定(第九十五条の三第三項及び第四項の規定を含む。)の適用については、著作権法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第六十四号)附則第三項、著作権法の一部を改正する法律(平成元年法律第四十三号、次項において「平成元年改正法」という。)附則第二項及び著作権法の一部を改正する法律(平成三年法律第六十三号)附則第二項の規定は、適用しない。

特許法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年五月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第三十六号

特許法等の一部を改正する法律

(特許法の一部改正)

第一条 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

目次中、「削除」を「特許異議の申立て(第百十三条―第百二十条の八)」に改める。

第六条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 特許異議の申立てをすること。

第七条第四項中「法定代理人が、」の下に「その特許権に係る特許異議の申立て又は」を加え、又は再審を「若しくは再審」に改める。

第十七条第一項ただし書中「第十七条の四」を「第十七条の五」に、又は「を」を「第四十一条第四項若しくは第四十三条第一項(第四十三條の二第二項(第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。))及び第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。」に改める。

第十七條の二第一項第一号中「第百七十四條第一項」を「第百七十四條第二項」に改める。

(要約書の補正)

第十七條の三 特許出願人は、経済産業省令で定める期間内に限り、願書に添付した要約書について補正をすることができる。

2 視聴覚的実演条約の締約国の国民又は当該締約国に常居所を有する者である実演家(当該実演家に係る実演が行われた際国内に常居所を有しない外国人であつた者に限る。)に対する新法中著作権隣接権に関する規定(第九十五条の三第三項及び第四項の規定を含む。)の適用については、平成元年改正法附則第四項の規定は、適用しない。

(出版権についての経過措置)
第三条 この法律の施行前に設定されたこの法律による改正前の著作権法による出版権でこの法律の施行の際現に存するものについては、なお従前の例による。

(政令への委任)
第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

文部科学大臣 下村 博文
内閣総理大臣 安倍 晋三

第十七條の四中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

特許権者は、第百二十條の五第一項又は第六項の規定により指定された期間内に限り、同条第二項の訂正の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。

第十七條の四を第十七條の五とする。

第十七條の三の次に次の一条を加える。

(優先権主張書面の補正)

第十七條の四 第四十一条第一項又は第四十三條第一項、第四十三條の二第一項(第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。))若しくは第四十三條の三第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張をした者は、経済産業省令で定める期間内に限り、第四十一条第四項又は第四十三條第一項(第四十三條の二第二項(第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。))及び第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。)に規定する書面について補正をすることができる。

第二十三條第一項及び第二十四條中「審査」の下に「特許異議の申立てについての審理及び決定」を加える。

第二十八條第一項中「旨の」の下に「決定若しくは」を加える。

第三十條第三項中「証明する書面」の下に「(次項において「証明書」という。))」を加え、同条に次の一項を加える。

4 証明書を提出する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内に証明書を提出することができないときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でその期間の経過後六月以内にその証明書を特許庁長官に提出することができる。

第三十六條の二第二項中「その特許出願の日」の下に「(第四十一条第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、同項に規定する先の出願の日、第四十三條第一項、第四十三條の二第一項(第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。))又は第四十三條の三第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、最初の出願若しくはパリ条約(千九百一十二年十二月十四日にブラッセルで、千九百一十一年六月二日にワシントンで、千九百一十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。))第四條C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日、第四十一条第一項、第四十三條第一項、第四十三條の二第二項(第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。))又は第四十三條の三第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、当該優先権の主張の基礎とした出願の日のうち最先の日、第六十四條第一項において同じ。))」を加える。

第三十九條第四項中「第四十六條第五項」を「第四十六條第六項」に改める。

第四十一条第一項第一号中「場合」の下に「(その特許出願を先の出願の日から一年以内に行つてできなかったことについて正当な理由がある場合であつて、かつ、その特許出願が経済産業省令で定める期間内にされたものである場合を除く。))」を加え、同条第二項中「若しくは第四十三條の二第一項」を「、第四十三條の二第一項(第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。))若しくは第四十三條の三第一項」に改め、第二項(「これら」の規定を)を「第十七條の二第六項」の下に「、第百二十條の五第九項」を「第三十三條の三第一項(「これら」の規定を)を加え、同条第三項中「若しくは第四十三條の二第一項」を「、第四十三條の二第一項(第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。))若しくは第四十三條の三第一項」に改め、第二項(「これら」の規定を)を加え、同条第四項中「特許出願と同時」を「経済産業省令で定める期間内」に改める。